

日本皮膚科学会認定皮膚科専門医の「広告」についての改正のお知らせ

平成 14 年 7 月、厚生労働省から「専門医資格認定団体」として認められ、専門医の広告表示が可能となりました。広告表示方法について下記の通りご案内しておりましたが、平成 23 年 8 月 23 日付、厚生労働省より「広告可能な医師等の専門性に関する資格名等についての一部改正について」通達があり、広告表示方法が以下のとおり変更となりましたので、お知らせします。

改正後（例）

○ ○ ○ ○ 病院
医師 ○○○○（日本皮膚科学会認定皮膚科専門医）

平成 23 年 9 月 12 日

社団法人日本皮膚科学会
専門医制度資格認定委員会
広報・渉外委員会

【専門医の皆様へ】

日本皮膚科学会認定皮膚科専門医の「広告」について

平成 14 年 7 月、日本皮膚科学会は、厚生労働省から「専門医資格認定団体」として認められましたので、本学会認定の専門医の皆様は、広く社会一般に「広告」ができるようになりました。

例えば、①街頭等の看板類、②新聞・雑誌等の広告、③電話帳の広告などに次のように記載することができます。

《例》

○ ○ ○ ○ 病院
日本皮膚科学会認定 皮膚科専門医
医師 ○ ○ ○ ○（氏名）

この措置は、医療法の規定に基づく厚生労働省の告示の改正により、医療に関する広告規制の緩和が図られた一環であり、これによって、専門医による皮膚科診療の確かさが、より多くの人々に知られるように期待されています。

本学会としては、この期待に応えるため、「広告」のあり方について適正を期すことはもとより、専門医認定制度の一層の充実に努めます。

なお、この「広告」のできる専門医は、本学会のホームページで都道府県別にお名前が公開されている方です。このことから、今後、専門医の認定試験に合格された皆様は、ホームページでお名前が公開されることを、あらかじめご承知ください。

平成 18 年 8 月

社団法人日本皮膚科学会
専門医制度資格認定委員会
広報・渉外委員会